

別表6（第9条関係） 補助対象確認申請書に添付する図書

老朽建築物除却の添付図書（各1部）		耐火性能強化の添付図書（各1部）	
1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図	1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図
2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）	2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）
3	関係権利者がいる場合、関係権利者承諾書（参考様式第2号）、遺産分割協議書その他の申請者による事業実施について関係権利者全員からの承諾が確認できるもの	3	申請者の他に建築主がいる場合、建築主承諾書（参考様式第3号）
		4	位置図
		5	工程表
4	申請者が当該建築物の所有権を有しない場合、住民票、戸籍抄本、契約書その他の所有者との関係がわかる書類	6	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）
5	位置図	7	土地登記の全部事項証明書の写し*1
6	工程表	8	計画建築物の詳細が分かる書類 建築確認申請書一面から五面までの写し、確認済証の写し、これらに添付した次の設計図面一式 ・案内図 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図 ・求積図（床面積計算表） ・仕上げ表（主要構造部が分かるもの）
7	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）		
8	土地登記の全部事項証明書の写し*1		
9	除却建築物に関する所有者、構造、延べ面積、竣工時期が確認できる書類 （建物登記の全部事項証明書*1の写し、固定資産税台帳記載証明書*1の写しなどのうち一つ以上）	9	現況写真（カラー2方向以上、外観のみ）
11	工事等請負契約書の写し（費用の内訳を含む）*2 （未契約の場合は工事見積書の写し） （老朽建築物除却の補助対象以外も混在している場合は、区分が明確になっているものに限る）	10	工事等請負契約書の写し*2 （未契約の場合は工事見積書の写し）
		11	市内中小企業者から2者以上の工事見積書の写し*3
12	その他市長が必要と認める書類	12	入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）*4
備考	「*1」印のものは、有効期限内のものに限る（ただし、有効期限がないものについては、発行から3ヶ月以内のものに限る）。なお、公図又は登記の全部事項証明書をオンライン申請により取得する場合には、照会番号が記載されたものに限る。 「*2」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可 「*3」印のものは、補助金予定額が1,000,000円を超えるものに限る 「*4」印のものは、「*3」の見積りを徴取出来ない場合に限る	13	都市計画施設の区域内における建築物の場合は、都市計画法第53条に基づく建築許可書の写し
		14	当事業に伴い、法第42条第2項の道路において後退する区域が生じ、当該土地を川崎市へ寄附しない場合は、道路状に自ら整備するとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書（参考様式第4号）
		15	その他市長が必要と認める書類

区画道路拡幅（撤去）の添付図書（各1部）		区画道路拡幅（新設）の添付図書（各1部）	
1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図	1	事前相談書の写し、チェックシート及び事業計画地確認図
2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）	2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状（参考様式第1号）
3	申請者以外に整備支障物件の権利を有する者がいる場合、関係権利者承諾書（参考様式第2号）、遺産分割協議書その他の申請者による事業実施について当該権利者全員からの承諾が確認できるもの	3	申請者の他に建築主がいる場合、建築主承諾書（参考様式第3号）
4	申請者が整備支障物件の所有権を有しない場合、住民票、戸籍抄本、契約書その他の所有者との関係がわかる書類		
5	位置図	4	位置図
6	工程表	5	工程表
7	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）	6	公図の写し*1 （一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）
8	土地登記の全部事項証明書の写し*1	7	土地登記の全部事項証明書の写し*1
9	現状配置図（敷地寸法、整備支障物件、区画道路の後退位置等の必要な事項を記入すること。）	8	従後配置図（敷地寸法、新設する外構物件、区画道路の後退位置等の必要な事項を記入すること。）
10	道水路台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）	9	道水路台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）
11	公共下水道台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）	10	公共下水道台帳の写し（敷地の位置を記入すること。）
12	川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条に規定する「狭あい道路拡幅整備協議申出書」等の写し	11	川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条に規定する「狭あい道路拡幅整備協議申出書」等の写し
13	現況写真（カラー2方向以上、外観のみ）	12	現況写真（カラー2方向以上、外観のみ）
14	工事等請負契約書の写し （未契約の場合は工事見積書の写し）	13	工事等請負契約書の写し*2 （未契約の場合は工事見積書の写し）
15	法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域を川崎市へ寄付しない場合は、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書（参考様式第4号の2）	14	法第42条第2項により指定された道路に掛かる敷地の区域を川崎市へ寄付しない場合は、道路状に自ら整備するとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書（参考様式第4号）
16	その他市長が必要と認める書類	15	その他市長が必要と認める書類
備考	<p>「*1」印のものは、有効期限内のものに限る（ただし、有効期限がないものについては、発行から3ヶ月以内のものに限る）。なお、公図又は登記の全部事項証明書をオンライン申請により取得する場合においては、照会番号が記載されたものに限る。</p> <p>「*2」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可</p> <p>各工事の添付図書について、複数の工事の補助金を同時申請する場合は重複する図書の提出を省略することができる</p> <p>区画道路拡幅において新設のみを選択する場合、撤去の申請時の補助金交付決定通知書を添付すること</p>		